

# インフルエンザの 予防接種が受けられます!!

## ～再流行に備え、かかったときの重症化を防ぐために大切です～

町では、インフルエンザにかかったときに重症化しないように予防接種を勧めています。今年は希望をすればどなたでも接種でき、従来行っていた季節性のインフルエンザ(A型・B型)と昨年流行した新型インフルエンザ(H1N1)が混合された新たなワクチンを接種することになります。

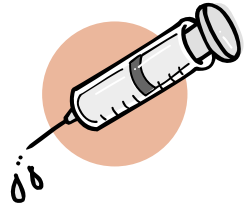
▼接種期間＝平成23年3月31日(木)まで

▼接種回数＝1回:13歳以上の方

2回:①13歳未満の方 ②免疫抑制などで医師が認めた方

▼接種料金＝町内の医療機関は3,600円

町外の医療機関については、それぞれの市町ごとに設定されています。



## ～高齢者と住民税非課税世帯の方に接種費用の助成をします!!～

下表の方に接種費用3,600円のうち一部または全額助成を行います。

対象者	一部助成	全額助成		
	65歳以上の高齢者	生活保護受給者	住民税非課税世帯の方	
費用	1回のみ自己負担 1,500円	全額無料	医療機関窓口で立替払い (申請により全額助成)	
助成の方法	保険証、老人健康手帳 を持参し医療機関で接種  ◎手続きの必要なし	無料受診券を持参し医 療機関で接種  ◎対象者には世帯主 に個別通知	直接医療機関で接種 ①領収書、接種済証の写、印かん、口 座の控えを持参し役場に申請 ②後日振込みにて助成 ◎65歳以上の住民税非課税世帯の 方も申請により1,500円を助成	
接種できる 医療機関	町内、小山市、下野市、野木町の医療機関 (事情により上記以外の医療機関希望の方は下記問い合わせ先までご相談ください。)			

## ～一人ひとりができるインフルエンザ対策について～

### ◎インフルエンザとは

**症状**…突然の発熱、のどの痛み、せき、頭痛、関節痛等かぜの症状に似ています。

**感染経路**…せきやくしゃみで飛び散ったウイルスを吸い込んで感染する 경우가ほとんどですが、ウイルスがついた手で目・鼻・口などに触れて感染することもあります。発症するのは、感染してから1～7日(多くは3～4日目まで)であり、発症した場合、症状の出る前日から感染力があります。

### ◎うつらないために

- ◇手洗い・うがいの習慣をつけましょう。
- ◇ゆっくり休んで、バランスのとれた食事をたべましょう。
- ◇加湿器などで適度な湿度を保ちましょう。

### ◎人にうつさないために…

- ◇かかった後は、解熱後2日目までは外出を控えましょう。
- ◇せきエチケットを心がけましょう。

### せきエチケット

人に向かってせきやくしゃみをしないこと。  
せきが出続けるときにはマスクを着用しましょう。

- ☆インフルエンザにかかったと思ったら、早めに医師の診察を受けましょう。



▼問い合わせ先＝健康福祉課 健康増進係 ☎569132

# 国民年金

## 付加年金は大変お得です!

### ◆付加保険料とは、

国民年金保険料を納められた期間(厚生年金等の加入期間を含む)と国民年金保険料の納付を免除された期間が25年(300月)以上ある方につきましては、65歳から老齢基礎年金が支給されます。年金額を少しでも多く受給されたい方につきましては、国民年金保険料とあわせて付加保険料(月額400円)を納付されると老齢基礎年金に付加年金が加算され支給されることとなります。

### ◆付加年金の年金額 = 200円 × 付加保険料を納付した月数

(例) 付加保険料を10年間納付された場合

付加保険料の納付額 = 400円 × 12月 × 10年 = 48,000円

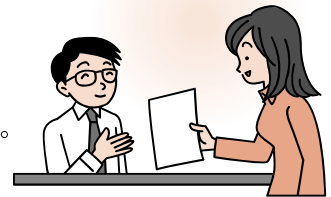
↓ ↓ ↓

付加年金の年金額 = 200円 × 12月 × 10年 = 24,000円

この場合、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乗せして受け取れます。2年間受給すると、納めた付加保険料の元がとれるということになります。

#### <留意事項>

- ◎ 国民年金第1号被保険者の方のみが対象になります。
- ◎ 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。
- ◎ 納付期限(対象月の翌月末)を経過しての付加保険料は納付できません。
- ◎ 老齢基礎年金を繰上げ請求された場合は、付加年金についても減額されます。



#### ◆手続き

年金手帳・印かんをお持ちになり、保険課国保年金係までお越しください。

▼問い合わせ先 = 保険課 国保年金係 ☎(56)9134

## まごころ 善意銀行(敬称略)

・日産自動車(株)栃木工場	19,600円(第9回)
・上三川町保護司会	5,000円(第3回)
・上三川町食生活改善推進協議会	5,000円(第5回)
・上三川町赤十字奉仕団	30,000円(第28回)
・上三川町女性団体連絡協議会	10,000円(第19回)
・上三川町ボランティア連絡協議会	5,000円(第6回)
・上三川青果物専門部会連絡協議会	34,945円(第9回)
・(株)エヌ・シー代表取締役 大金義夫	10,000円(第1回)
・上三川町消防団 第1分団第3部 OB防炎会	2,500円(第1回)
・上三川いきいきプラザ指定管理者 (株)日本水泳振興会	10,000円(第1回)
・上三川チャリティゴルフ実行委員会	300,000円(第29回)
・茶房倶楽部	5,000円(第19回)
・上三川町建設事業協同組合	20,000円(第17回)
・陶芸サロン	10,000円(第40回)
・上小地区社協いきいきサロン	5,000円(第10回)
・匿名	1,000円(第19回)
・匿名	6,968円(第3回)
・福祉ヤクルト御協力の皆様	21,000円(第8回)
・生きがいサロン ふくへの会	5,000円(第42回)
・匿名	1,103円

【福祉作業所ふれあいの会】

※【】内は指定払い出し先です。寄付時に用途の指定がある場合には、指定先に払い出します。